

のびのび通

春のやわらかな日差しが心地よい季節となりました。皆さまには、新年度を迎え、お子さまの進級・進学という大きな節目を迎えられたご家庭も多いことと思います。新しい環境に胸を弾ませるお子さまの姿に、私たちスタッフも温かい気持ちでいっぱいです。

タックでは、利用会員さん・ヘルパー会員さん・地域の皆さまが、お互いを思いやりながら支え合う“子育ての輪”を広げていくことを目指しています。今年度も、皆さまが安心して活動できるよう、スタッフ一同、丁寧なサポートを心がけてまいります。

本年度もどうぞよろしくお願ひいたします。

地域リーダー・スタッフの紹介

今年度も二人体制で事前打合せに立ち合ってください。

リーダー 外山 美恵子さん ・ 関戸 和子さん

引き続きよろしくお願ひいたします。

スタッフ 小宮 真由美 稲垣 奈美

今年度も、子育て支援の輪を広げていけるようお手伝いさせていただきます。



☆ヘルパーさん募集のお知らせ☆

子育てをサポートしてくださる方を募集します♪

サポートセンターでは利用会員さんが日々増え続けています。ご近所やお知り合いの方でヘルパー会員さんや両方会員さんになっていただける方がいらっしゃいましたら研修会がありますのでお声をかけてください。

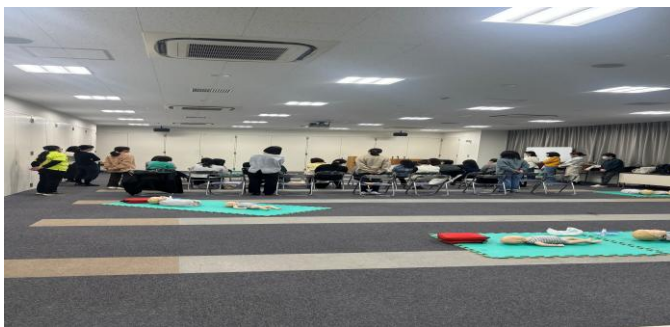
1日目：令和8年 6月 8日（月）
13時 20分～17時 00分（受付 13時 15分～）
中原市民館 第1会議室

2日目：令和8年 6月 24日（水）
9時 20分～17時 00分（受付開始午前9時～）
川崎市役所本庁舎 203・204 会議室

2日目研修では託児ルームにてお子様をお預かりいたします。
利用会員様も、日々の子育て経験を活かして、お子さん連れでも活動できる両方会員になってみませんか？
詳しくはサポートセンターまでお問い合わせ下さい。



救命救急講習開催のご報告



ファミリーサポートセンタータックでは、ヘルパー会員（有償ボランティア）向けに中原消防署にて救命救急講習を開催しました。子どもがケガをしたり、呼吸が止まってしまったり、水の事故に巻きこまれたり、救急車の到着までの時間をどのように行動したらいいのか、パニックにならない様に適切な行動や心肺蘇生法・AEDの使い方などを学びました。

お子様の大切な命をお預かりする支援です。安心安全な活動をしていきたいと思っています。

ヘルパー会員は3年に1回は必ず受講してください。

✿子育てを支える力になってみませんか✿

タックでは、地域の子育てを支える「ヘルパー会員さん」を募集しています。これまで利用会員として活動を支えてくださった皆さまの中には、今年度でお子さまが小学校を卒業し、来年度は退会となるご家庭の方、またはご自身のお子さまの成長に合わせて「一緒にお預かりしてもいい」と感じている方もいらっしゃると思います。このタイミングで、今度は“支える側”として地域の子育てに関わってみませんか。

利用会員としての経験は、ヘルパーとして活動する上で大きな力になります。

「こんな時に助けてもらって嬉しかった」
「こんな関わり方が安心だった」

その気持ちを、今度はほかのご家庭へ届けていただけたら嬉しく思います。



現在、利用会員として登録されている方で、今後ヘルパーとしての活動も検討されている方もご相談ください。

お子さまと一緒に活動していただくことも可能です。

短時間の活動から始められ、研修についてはセンターがしっかりサポートします。

「誰かの力になりたい」という気持ちが集まることで、子育て支援の輪は大きく広がり、より多くのご家庭を支えることができます。あなたの経験や思いが、次の世代の子育てを支える力になります。

❀ 子育てサポートをもっと心地よく使うために ❀

ヘルパー会員さんは、子育てを応援したいという思いで活動してくださっている ボランティア の方々です。お互いに気持ちよく関われるよう、ご協力をお願いいたします。

● 連絡は余裕をもって

ヘルパーさんにもご家庭やお仕事の都合があります。ご依頼の際は、できるだけ 早めのご連絡 をお願いいたします。急なご依頼の場合は、対応が難しいこともありますのでご了承ください。

● 予約の変更・キャンセルは早めに

体調不良や予定変更など、子育てには予測できないことがつきものです。

● 活動当日は、安心してお任せください

ヘルパーさんは研修を受け、活動内容を理解した上で参加されています。お子さんの様子や気になる点があれば、事前にお伝えいただくと、より安心して活動できます。

● 感謝の気持ちを大切に

ヘルパーさんは「誰かの役に立ちたい」という思いで活動されています。ちょっとした「ありがとうございます」のひと言が、活動の励みになります。無理のない範囲で、温かいコミュニケーションを心がけていただくと嬉しいです。

● お互いに気持ちよく

タックは「地域で子育てを支え合う」場所です。利用会員さんとヘルパーさんが、お互いを思いやりながら関わることで、安心できる活動につながります。



● お支払いはスムーズに

サポート料金のお支払いはおつりがないように準備していただき必ず保護者様から直接ヘルパーへお渡してください。

困ったことや不安があれば、いつでもセンターへご相談ください。

2026年4月自転車規制法施行に伴う大切なお知らせ

子育てサポート事業ヘルパー会員・利用会員の皆さまへ
日頃より、地域の子育て家庭を支えてくださりありがとうございます。
2026年4月から自転車規制法が施行され、自転車利用に関するルールが強化されます。ヘルパーさんの中には自転車で活動されている方も多くいると思いますお迎え時間に追われる場面もありますが、皆さま自身の安全が最優先です。以下の点をご確認ください。

1. ヘルパー活動で特に気を付けたいポイント

- 施設・利用者宅へ急ぐ時ほどスピードを出しすぎない
 - ・ 時間に余裕がないとスピードが上がりがち
 - ・ 規制法では速度超過や危険運転への指導が強化
 - ・ 余裕を持った出発を心がける
- 子どもの送迎中の道路周辺は特に注意
 - ・ 保育園・学校周辺は飛び出しが多い
 - ・ 規制法で“徐行義務”が明確化される見込み
 - ・ 見通しの悪い交差点は必ず一時停止
- スマホで地図確認 → 必ず停車してから
 - ・ 業務中は道案内アプリを使うことも多い
 - ・ 走行中の操作は罰則強化
 - ・ 必要なら安全な場所に停車して確認する
- ヘルメットは“努力義務”から“実質義務化”へ
 - ・ 未着用は指導の対象
 - ・ 転倒事故の多くは“低速でも頭部を打つ”ことが原因
 - ・ 自分を守るためにも必ず着用
- 並走は基本的にNG（青切符の対象）

2026年4月1日から、自転車にも青切符制度が導入され、「並進禁止違反（横並び走行）」は反則金 3,000 円の対象になります。

並走が禁止される理由

- 自転車は「軽車両」であり、車と同じく交通の流れを妨げる行為が禁止
- 並走すると車道の幅を広く占有し、後続車・対向車に危険が生じやすい
- 子どもと並んで走ると、子どもの急な進路変更に対応しづらい

対策としては前後に並んで走行する

2. ヘルパー活動中に起こりやすい“ヒヤリ・ハット”例

- 子どもが急に飛び出してきて急ブレーキ
- スマホの通知に気を取られてふらつく
- 雨の日にマンホールで滑りそうになる
- 荷物が重くてバランスを崩す
- 夕方の薄暗い時間帯にライトを点け忘れる

こうした場面は、規制法施行後は“違反”とみなされる可能性が高まります。

3. 最後に

ヘルパーの皆さまの安全があってこそ、安心して子育て家庭を支えることができます。

2026年4月以降も、無理のない範囲で安全運転にご協力をお願いいたします。

利用者へ

【自転車での移動サポートについて】

子育てサポートでは、お子さまの安全を最優先にしています。道路交通法により、自転車の並走（横に並んで走ること）は禁止されているため、ヘルパーが自転車で並走しての移動サポートは行えません。お子さまにも「自転車は並んで走れないこと」「ゆっくり安全に走ること」を事前にお伝えいただけますと助かります。安全確保のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

守りましょう！自転車の基本的な通行ルール

自転車

安全利用五則

手軽で便利な自転車
安全に正しく
乗りましょう！

①車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

普通自転車が歩道を通行することができる場合※でも、歩道の中央から車道寄りを徐行しなければなりません。

※13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者等が通行する場合のほか、道路標識等により通行できる場合



②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号機のある場所では、信号表示に従いましょう。また、一時停止場所では必ず止まり、周囲の安全確認をしましょう。



③夜間はライトを点灯

ライトには、道路を照らす役割と、自分の存在を周りに知らせる役割があります。自転車の側面にも反射材（リフレクター）をつけましょう。



④飲酒運転は禁止

飲酒運転は大切な人の未来を奪う「重大な犯罪」です。お酒を飲んだら絶対に乗ってはいけません。



⑤ヘルメットを着用

改正道路交通法により年齢を問わず努力義務となりました。（令和5年4月1日施行）自分の命を守るため、大人も子どももヘルメットをかぶりましょう。



川崎市（市民文化局地域安全推進課）・川崎市交通安全対策協議会
Tel:044-200-2266

それ、
違反です。



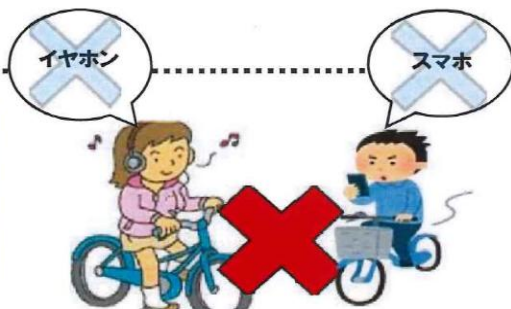
やっていませんか？ ながら運転

スマホを使用しながら自転車を運転することなどの
「ながら運転」は道路交通法違反に該当し、**禁止**されています。
違反すると、「5万円以下の罰金」に科せられることがあります。

過去には、
歩行者が死亡する大きな事故も起きています。

相手に怪我を負わせた場合は、**重過失傷害罪**などに問われたり、
被害者から損害賠償を求められたりすることもあります。自転車でも、
事故を起こせば、たとえ未成年者であっても、「**加害責任**」を
逃れることはできません。

高額賠償事例 約5,000万円 (H17 横浜地裁判決)
夜、ライトをつけずに携帯電話を使用しながら自転車に乗っていた
高校生が歩行中の女性に衝突。女性は歩行困難となる後遺障害
を負い、職を失いました。裁判所はこの加害者に損害賠償として
約5,000万円の支払いが命じました。



見えているようで見えていない！

自転車運転中の「ながらスマホ」は、**自分自身が思っている以上に危険な行為**です。
スマホや携帯電話を使うときは、自転車から降りて立ち止まり、通行の妨げにならない
安全な場所で操作しましょう。

ルール違反は危険です！やめましょう！自転車の危険行為15

- ・信号無視
- ・遮断機が下りた踏切への立入り
- ・歩道での歩行者妨害等
- ・通行禁止違反
- ・交差点での優先道路通行車の妨害等
- ・ブレーキ不備の自転車運転
- ・歩行者用道路での歩行者妨害
- ・右折時の直進車等優先車妨害
- ・酒酔い運転
- ・通行区分違反
- ・環状交差点安全通行義務違反等
- ・安全運転義務違反
- ・路側帯での歩行者妨害
- ・一時停止違反
- ・妨害運転

※危険行為により3年以内に2回以上摘発されると、「自転車安全運転者講習」の受講が命じられます。